平成31年4月1日告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、かずさ水道広域連合企業団情報公開条例(平成31年かずさ水道広域連合企業 団条例第13号。以下「条例」という。)第27条の規定により、かずさ水道広域連合企業団情報公 開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるも のとする。

(会長)

- 第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審査会の事務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代 理する。

(諮問に係る手続等)

第3条 条例第21条の規定による実施機関からの諮問及び審査会の答申は、それぞれ公文書開示決定等諮問書(別記第1号様式)及び公文書開示決定等諮問に係る答申書(別記第2号様式)により 行うものとする。

(会議)

- 第4条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録の作成)

- 第5条 審査会は、次の事項を記載した会議録を作成する。
 - (1) 会議の日時
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 会議に付した事案の件名
 - (4) 議事の概要
 - (5) その他必要な事項

2 会議録には、会長及び会長の指名する委員1名が署名する。

(その他)

- 第6条 審査会の庶務は、総務企画課において処理する。
- 2 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記

公文書開示決定等諮問書

第 号年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

情報公開‧個人情報保護審查会会長 様

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長

かずさ水道広域連合企業団情報公開条例第11条の決定に対して、次のとおり審査請求があったので、同条例第21条第1項の規定により諮問します。

審査請求があった日		年	月	日				
審査請求に	年月日等	年	月	日付け	第	号		
係る開示決	文書等の件							
定等	名又は内容							
審査請求の内容								
備考								

注 開示請求書、開示請求に対する決定通知書、審査請求書の写しを添付すること。

公文書開示決定等諮問に係る答申書

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長様

かずさ水道広域連合企業団 情報公開・個人情報保護審査会 会長

年 月 目付け 第 号の公文書開示決定等諮問について、下記のとおり 答申します。

記